

柏市宅地内雨水浸透柵等設置基準について

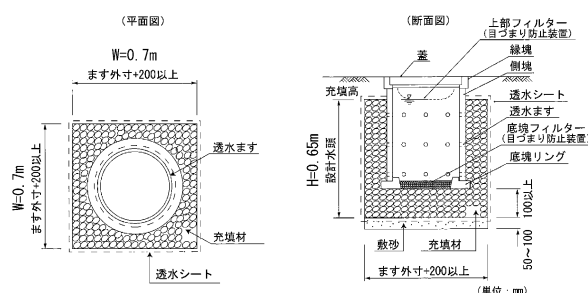
平成31年4月1日より、柏市では都市化による雨水流出量の増大や地下水の涵養機能の低下、湧水の枯渇、河川の平常時流量の減少、そして都市のヒートアイランド化等の防止に寄与することを目的として、建築物の建築の際に雨水浸透施設の設置をお願いする「柏市宅地内雨水浸透柵等設置基準」を施行しています。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。

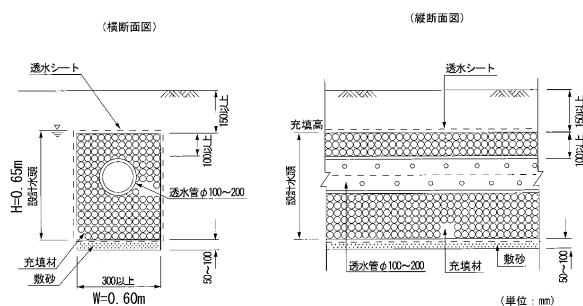
1. 雨水浸透施設

雨水を建築物の敷地内で地中に浸透させる構造をもつ浸透柵、浸透槽、浸透トレンチ及び透水性舗装等の施設をいいます。

- ・浸透柵の標準構造図（ $\phi 300$ ミリメートルの浸透柵では、貯留と浸透量で合わせて1基あたり、0.61立方メートルの抑制容量となります。）



- ・浸透トレンチの標準構造図（ $\phi 150$ ミリメートルの浸透トレンチでは、貯留と浸透量で合わせて1メートルあたり、0.38立方メートルの抑制容量となります。）



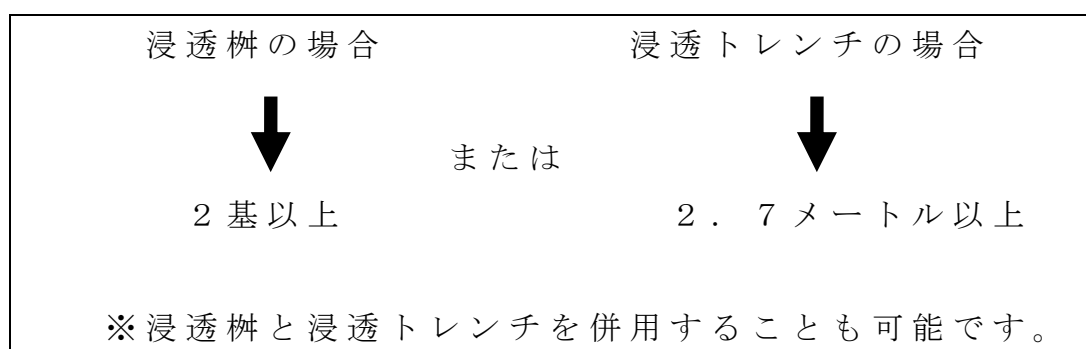
2. 設置数量

雨水浸透施設は、
敷地面積 100 平方メートルあたり、0.85 立方メートル以上
の流出抑制容量の施設を設置して下さい。

例) 敷地面積 120 平方メートル (約 36 坪)

必要抑制量 1.02 立方メートル

(標準構造図で設置した場合)



3. 対象となる建築物

基本的に建築基準法の規定による建築主事の確認が必要な新築・改築等全て (区画整理区域内含む) が対象となります。一部適用除外となる場合がありますので、詳しくは基準書をご確認下さい。

4. 提出書類

確認申請に合わせて、別記様式 (第 10 条関係) 雨水浸透施設設置届に平面図、構造図、案内図を添付して、柏市土木部河川排水課へ提出して下さい。なお、メールによる提出でも構いません。

5. 問い合わせ先

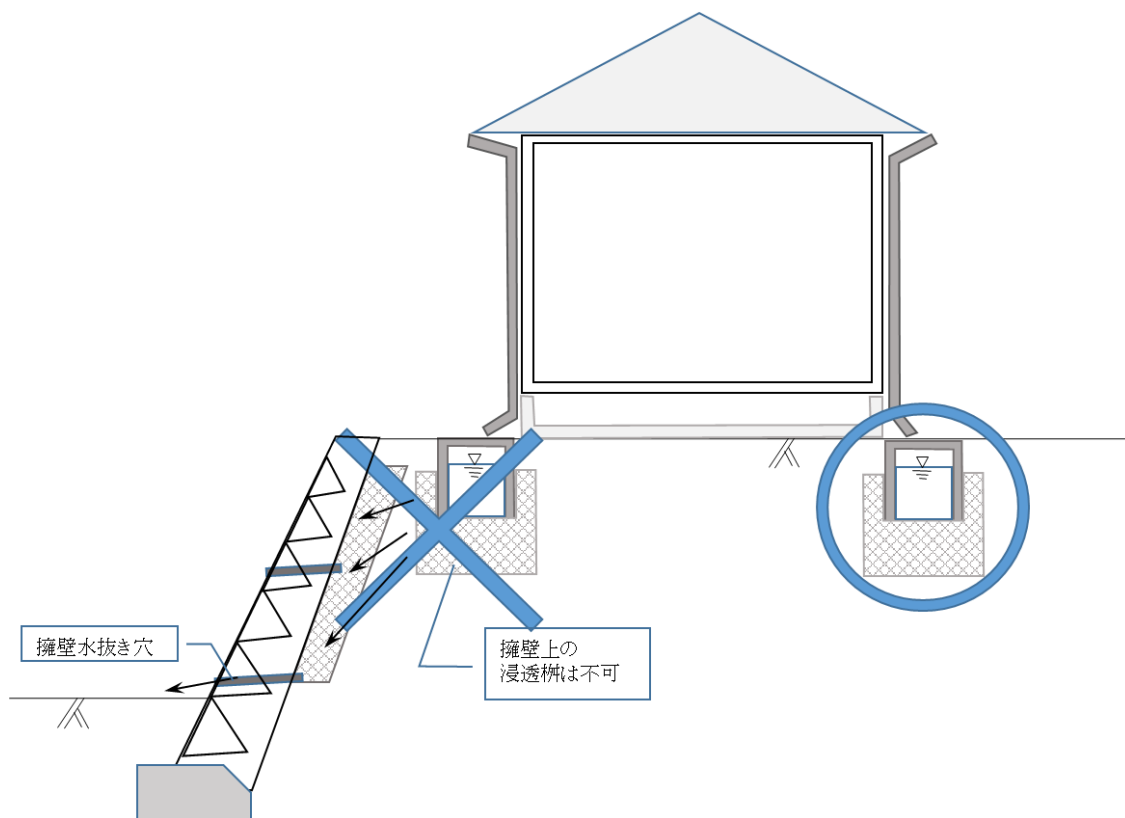
柏市土木部河川排水課

電話 04-7167-1404 (直通)

メール kasenhaisui@city.kashiwa.chiba.jp

この他の詳細に関しましては、「柏市宅地内雨水浸透柵等設置基準」をご確認下さい。柏市ホームページより、ダウンロードできます。

擁壁付近に雨水浸透施設を設置する場合の注意点



上の図のように、擁壁付近に雨水浸透施設を設置すると、無用な水圧を擁壁に及ぼす、擁壁の水抜き穴から浸透した水が流出するなどの悪影響がありますので、設置はしないでください。

年 月 日

雨水浸透施設設置届

柏市長 あて

建築主 住所 _____

氏名 _____

設計者 住所 _____
(連絡先)

氏名 _____

電話 _____

柏市宅地内雨水浸透枿等設置基準第10条の規定により、下記のとおり提出します。
記

1 建築物について

所在地 柏市 _____

種類 専用住宅・集合住宅・店舗・事務所・工場・その他 ()
(該当するものに○をつけて下さい。)

敷地面積 _____ 平方メートル
(少数第2位まで記入して下さい。)

建築期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日予定

2 雨水浸透施設の設置について

浸透枿 _____ 基 浸透槽 _____ 立方メートル

浸透トレンチ _____ メートル 透水性舗装 _____ 平方メートル

その他 _____

合計抑制量 _____ 立方メートル